

第1回会議における主な意見 (概要)

1. 国土交通 省住宅局 の取組に ついて

■周知・理解促進

- 各地の障害当事者側からニーズ提案に向け、建築設計標準の改正内容について、障害特性ごとのとりまとめや、オンライン講習会（動画）を実施すべき。
- 情報発信手段としては、オンライン講習会・動画が有効だが、見てみたいと思わせるコンテンツが重要。

■助成制度

- バリアフリー環境整備促進事業については、要件の根拠（地方公共団体の規模）について、今後の方向性を考えるべき。
- 助成については利用実態や課題等のフィードバック機能を設けることも検討すべき。

資料4
建築設計標準改正後の
取組状況

2. 地方公共団体における取組について

①委任条例、自主条例

- 委任条例化を推進すべき。
- R. 3. 3の建築設計標準改正に伴う条例改正などの動きがあるか把握すべき。
- 条例においても、当事者参加を条件づけるべき。
- より身近な利用建築物を基準適合義務付けの対象とすべき。
- 地方公共団体が建築設計標準の記述等の検討経緯や意図を共有した上で、個別の社会背景に対応した条例が幅広く展開されることを期待。
- 委任条例等のみで建築物のバリアフリー化が普及するわけではなく、社会全体のバリアフリーに対する意識向上や取り組みへの理解が前提として必要。

資料4

建築設計標準改正後の取組状況

資料6

建築物のバリアフリー化に係る取組事例

②周知・理解促進

- 建築物のバリアフリー化の地域格差の解消につながるよう、また住み慣れた地域のバリアフリー化に多くの方が意識・関心を持つよう、地方公共団体の取り組み実態調査や情報公開を推進すべき。
- バリアフリー化の必要性について、小規模店舗の店主等にどのように届けるのか、地方公共団体等の動きが大切、それを国がどう支援するが重要。

資料4

建築設計標準改正後の取組状況

3. 関係省庁、 業界団体 における 取組につ いて

①学校施設のバリアフリー化

- 地域の防災拠点、コミュニティの場、地域のスポーツ実施の場等、多様な機能が求められることを想定し、バリアフリー化を行うべき。
- 目標達成に向けて、課題を踏まえた実行性のある取り組みが必要。また進捗等について情報提供すべき。
- 身体障害への対応（エレベーター設置等）だけでなく、他の障害についても対応を進めるべき（例：教室内の環境、特殊教室、トイレ）。
- 国交省と文科省が連携し、学校施設のバリアフリー化と関連する情報発信・共有に取り組むべき。

②業界団体における取組

- 法・条例対応以上のバリアフリー化を進めるためには、SDGs等の今日的な取組と建築物のバリアフリー対応の関連付け等、一緒に健全な社会を作るという視点を共有することが必要。
- バリアフリー対応による事業上のメリット等の情報提供があるとよい。
- 設計者は、ガイドラインの記載等から学ぶだけでなく、高齢者、障害者等が、どのように利用するのかを理解して設計を行うべき。
- Webによるバリアフリーマップは情報共有の有効な手段だが、その管理・更新が課題。

参考資料3

文部科学省における学校のバリアフリー化に向けた取組

資料5

建築設計標準等の周知・普及の取組状況

4. 好事例・優良事例の共有について

- 鳥取県・佐賀県のような障害当事者等の意見反映の取り組みが、今後、地方に広がることを期待。
- 実際の施設運用における良い点・悪い点、課題や改善策なども共有できると情報の質が高まる。
- ソフト面の工夫（そのための情報提供・情報収集の工夫を含む）を組み合わせた事例も紹介すべき。
- 既存建築物での対応、用途変更を取り上げるべき。
- 地方公共団体の取り組みから小規模店舗の事例を把握できないか。

資料6
建築物のバリアフリー化に係る取組事例

5. 「建築設計標準」等の点検、改善に向けて

項目	主な意見(概要)
①障害特性と配慮事項への理解等	<ul style="list-style-type: none"> 障害特性に対する建築設計者等の理解促進が必要。 地方公共団体等に相談する障害当事者にもわかるよう、建築設計標準の改正点を障害種別ごとにまとめた資料があると良い。 目に見えない障害に対する配慮において明記することが必要。
②管理運営上の配慮	<ul style="list-style-type: none"> 建設設計基準を読み解く概念として、心のバリアフリーの背景をコラム等として示すべき。 マニュアル的な対応、一律対応にならない工夫が重要。 遊戯施設やホールの車椅子使用者用客席について、車椅子使用者と介助者1名という考えしかなく、親子・家族で楽しい思い出を作りたい気持ちに対する配慮が感じられない事象(介助者1名以外は離れた席に、と案内されるなど)が多い。
③ソフト面の工夫	<ul style="list-style-type: none"> IT・ICTの活用や福祉機器の活用などについて検討すべき。
④利用者特性とニーズの把握(当事者参加・意見聴取)	<ul style="list-style-type: none"> 利用目的(例えば車椅子利用者のスポーツ利用等)に沿った整備内容とできるよう、当事者参加等を行うべき。 事業者・設計者等が、声掛けしやすい関係・参画頂けるような関係を普段から障害者団体等と築いておくことが重要。 その障害の幅広い情報をもつ地域の当事者団体に依頼する等の工夫が必要であり、こうした工夫を取組事例のポイントとして記載すべき。 設計・企画側の負担を下げ、また当事者側も安心して参加することができるよう、当事者参加等の際に配慮すべき要点を、障害種別ごとに掲載すべき。 設計・企画側の負担を下げるよう、ファシリテーター登録・紹介のしくみがあるとよい。 機会は基本計画、基本設計段階から設けるべき。(実施設計段階からでは遅い。) 建築の知識が少ない参加者に、計画内容をどのような手段(模型など)で伝えるかが課題。 意見聴取等だけでなく、先行事例を通し利用者の意見を取り入れ、次の計画にいかせるよう段階的なしくみ、多方面の専門家の意見集約等があると良い。

5. 「建築設計標準」等の点検、改善に向けて

項目	主な意見（概要）
⑤災害時の避難、誘導	<ul style="list-style-type: none"> 災害を念頭に、非常時のバリアフリー対応を検討すべき。（火災時の車椅子対応、地震時の避難場所等。）
⑥用途別の計画のポイント	<ul style="list-style-type: none"> 若い設計者が設計前に、よくある問題や希望・要望の事例を用途別に確認できるとよい。 当事者の利用が少なく、当事者団体からの意見が少ない用途の建築物が、建築設計標準の対象として抜け落ちていないか点検すべき。
⑦駐車施設	<ul style="list-style-type: none"> 車両後方から乗降する福祉車両とニーズがバッティングし、乗降の際に側面ドアを全開する必要のある車椅子使用者（運転する場合等）が、車椅子使用者用駐車場を利用できない場合がある。
⑧エレベーター	<ul style="list-style-type: none"> 聴覚障害者に配慮し、エレベーターの籠内には、できるだけモニターを設置すべき。 エレベーターの出入口の方向が階ごとに異なることは、新築の大規模施設ではなくすべき。
⑨トイレの機能分散	<ul style="list-style-type: none"> 機能分散の事例紹介において、建築物内の各機能の位置・数・位置づけなどを整理することが、便所全体の床面積の規模適正化や箇所数適正化（便所全体の床面積増）につながる。 LGBT対応
⑩バリアフリートイレ	<ul style="list-style-type: none"> 音声案内でどのように機能を紹介すべきか（「バリアフリートイレ」と音声案内しても機能がわからない。）、機能を示す点字表示が触知案内板に収まらないなど、実際の計画・設計では、まだ課題がある。
⑪便房（共通事項）	<ul style="list-style-type: none"> 便房には、必ず光警報装置を設置すべき。また聴覚障害者が利用する際のバリアフリー対応に関する内容を追加すべき。
⑫車椅子使用者用便房	<ul style="list-style-type: none"> 人感センサー付き照明のあり方（点灯時間長さ、自動消灯等）の記述を設けるべき。
⑬客席・観覧席	<ul style="list-style-type: none"> 劇場について、文字表示・字幕等での情報提供をすべき。
⑭授乳室	<ul style="list-style-type: none"> 事例の更新が必要。 「授乳室」の空間が「授乳ブース」なのか、「調乳等も含めた授乳スペース」や「ベビーケアルーム」なのか等の整理が必要（特に案内表示）。
⑮ATM	<ul style="list-style-type: none"> ATMが故障した場合の連絡手段など、聴覚障害者が利用する際のバリアフリーに関する内容を追加すべき。

6. フォロワー アップ会議 における 議論の方向性(案) について

■建築設計標準の定期点検・改正

- 社会要請の把握と対応、新しい視点の取り入れ等のため、点検や改正は継続的・定期的に行うべき。
- 改正に向けて、長期的なビジョンを持って取り組むべき。
- 建築設計標準の位置づけについて、他の今日的な議論との関係性も踏まえた議論や検証ができると良い。
- 会議では、具体的な事例紹介を共有して議論・意見交換できるとよい。
- 定期的な見直しの取り組みが、身近な生活場面で「変わった。」と実感できる環境づくりにつながることを期待する。
- 多くの視点からの意見を得ることが重要。
- 社会的な要請を把握した上で、普及効果も考慮して記述内容を検討すべき。

■周知・理解促進

- 『総合政策局の移動等円滑化評価会議および地域分科会の主要な内容（特に建築設計標準に関係すること）や旅客施設・道路ガイドライン改正の検討などの情報を共有すべき。』
- R. 3.3に改正された建築設計標準（小規模店舗等）について、どの程度の事業者が対応しているか、実態調査をすべき。

参考資料4
国土交通省における取組